

～CONTENTS～

- ・レセプト請求時の注意
- ・保健事業の補助申請
- ・接骨院・整骨院のかかり方
- ・国保保険料領収書
- ・高額療養費と医療費控除
- ・Q&Aコーナー
- ・お知らせ

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

レセプトの被保険者証情報の記載について

本組合被保険者の診療時における電子レセプトの被保険者証記号・番号の記載について、レセプト請求時に以下の点にご注意ください。

被保険者記号・・・熊歯

被保険者番号・・・8桁の番号

枝番号・・・・・・2桁の番号

令和3年9月診療分（10月提出分）から「枝番」の項目が追加となっておりますので、記号、番号に加えて枝番についても、被保険者証（券面）を確認の上、記録ください。

【請求誤り事例】（被保険者証）記号：熊歯 番号：12345678 枝番：00

	記号	番号	枝番	判定	備考
A	熊歯	12345678	00	○	
B	熊・歯・	12345678	00	×	記号に・（中点）があり不一致
C	熊歯A	12345678	00	×	記号にアルファベット（以前の記号）があり不一致
D	熊歯A	3456-78	00	×	令和3年3月までの記号番号のため不一致

保健事業の補助申請について

保健事業(健康診断、インフルエンザワクチン接種等)の補助申請は対象年度内にお願いいたします。申請期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助対象期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日

【申請期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日

年度末は申請が多く補助給付の手続きにお時間をいただきます。

各種申請書類をホームページ「[国保組合からのお知らせ](#)」に掲載しております。

熊本県歯科医師国保



🔍 すべて 🖼️ 画像 📍 地図 📰 ニュース 🛍️ ショッピング ⋮ もっと見る ⚙️ 設定 🛠️ ツール

約 115,000 件 (0.51 秒)

国保組合からのお知らせ | 一般社団法人 熊本県歯科医師会

www.kuma8020.com > kokuhio

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」が、平成22年10月8日(金)9月定例会議会で諮られ、賛成多数により可決成立し、11月1日より施行されました。

※申請は事業所単位でまとめてご提出ください

【提出の際の注意点】

(1)各申請書をダウンロードしていただき、領収書と一緒にご提出ください。

(2)領収書には必ず、**金額、氏名(受診者氏名)、〇〇ワクチン接種代として(B型肝炎ワクチン・インフルエンザ等)**と明記されている領収書の提出をお願いいたします。

※歯科医院名では不可です。

接骨院・整骨院のかかり方

(注)健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」があります！



1、接骨院・整骨院で健康保険が使えるのはどんな時？

◆骨、筋肉、関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

例)日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたようなとき。

◆医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷(肉ばなれを含む。)

と診断又は判断され、施術を受けたときです。(但し骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除きあらかじめ医師の同意を得ることが必要です。)

※このような場合には保険は使えません



◆単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労。

◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。

◆保険医療機関(病院、診療所、整形外科など)で同じ負傷等に対し治療中のもの。

◆労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷。

2、治療を受ける時の注意

◆健康保険は治療を目的としたものであり、上記※のように健康保険の対象にならない場合がありますので、負傷の原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか)は正確にきちんと伝えましょう。

外傷性の負傷でない場合や、負傷の原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上におきた負傷は健康保険が使えません。

◆療養費支給申請の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認して、署名または捺印をしてください。

◆同じ月内に複数の接骨院・整骨院への通院は控えるようお願いします。

◆施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので医師の診察を受けましょう。

◆平成22年9月の施術分より、窓口支払いの領収証が無料発行されることになりました。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。



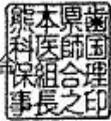
保険料の領収書をご確認ください

保険料領収書については、毎月、5日頃の本会定期発送便(熊歯会報等発送時)に封筒へ同封しております。加入中の甲種家族、乙種本人・家族の氏名も記載しておりますので、毎月ご確認をお願いいたします。

2021年11月9日

国民健康保険料領収書

様


 熊本県歯科医師国民健康保険組合
理事長

2021年11月分の国民健康保険料につきまして、下記明細の通り領収いたしましたことをご通知申し上げます。

金額 _____ 也

甲種

医療保険分					介護保険分(第2号被保険者)				後期高齢者支援金分				小計	
組合員均等割	所得割	家族数	家族均等割	異動に係る調整	組合員数	家族数	介護保険料	異動に係る調整	組合員数	家族数	後期高齢者支援金分保険料	異動に係る調整		
円	円	人	円	円	人	人	円	円	人	人	円	円	円	

乙種

医療保険分					介護保険分(第2号被保険者)				後期高齢者支援金分				小計	
組合員数	組合員均等割	家族数	家族均等割	異動に係る調整	組合員数	家族数	介護保険料	異動に係る調整	組合員数	家族数	後期高齢者支援金分保険料	異動に係る調整		
(勤務医数)	円	人	円	円	人	人	円	円	人	人	円	円	円	
(人)														

甲種家族氏名 _____

乙種組合員・家族氏名 _____

第2号被保険者氏名(介護保険) _____

*被保険者氏名については、当該月5日までの連絡異動分しか反映されておりません。
 *5日以降の異動については、翌月調整欄にて調整金額を表示いたします。
 *異動については、2週間以内に組合までご連絡ください。
 *必ず徴収人数、金額等をご確認ください。

高額療養費と医療費控除

医療費が高額になったとき、医療機関等での窓口負担を軽減するため、健康保険では「高額療養費」があり、税金では「医療費控除」があります。高額療養費に関して医療費控除についてのお問い合わせをいただくこともありますので、以下のような違いがありますので、ご注意ください。

	健康保険 高額療養費	税金 医療費控除
概要	医療機関等の窓口で支払った一部負担金の合計額(ただし、70歳未満の場合は、同じ医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要)が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給	自己又は自己と生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に受けることができる一定の金額の所得控除
対象となる医療費	<ul style="list-style-type: none"> ●一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えたもの <対象外となる費用> ○正常な出産費用 ○健康保険外の医療費 ○入院時の食事代、ベッド代 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●診療や治療のためにかかった費用 <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費の支給額は差し引かれます。 ●出産にかかる費用 <ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金の支給額は差し引きしません。 ●入院時の食事代 等
対象期間	1ヶ月単位 (1日から末日まで)	1年単位 (1月1日から12月31日まで)
問合せ先	組合	税務署

※医療費控除については、国税庁HPより抜粋。

こんな時どうするの？



Q. 新規採用予定のスタッフが県外から転出してきます。住民票が県外のままですが歯科医師国保に加入できますか。

A. 熊本県歯科医師国保の加入条件として熊本県内に住民票があることが条件です。(一部県外地域可)

住民票を熊本県内に異動してから、加入の手続きを行ってください。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

資格を喪失(退職等)された時点で、被保険者証は使用できません。

(過去には喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。)

保険料は毎月10日に銀行へ口座引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動処理を一旦締め切り、5日以降の異動処理分は翌月の保険料で調整させていただきます。(領収書の異動に係る調整の欄参照)なお、加入・喪失の場合の保険料徴収について、以下のとおりです。

◇ **加入**の場合の保険料は

月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。

◇ **喪失**の場合の保険料は

月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。

加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いします。

『医療費通知』(令和3年4月～令和3年8月診療分)の送付

3年4月～3年8月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。すでに退職された方の通知書が含まれている場合があります。その際は、お手数ですが、ご本人に郵送してください。

『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』(令和3年8月分)の送付

8月に調剤を処方された方で処方医薬品とジェネリック医薬品の差が100円以上の20歳以上の方にはジェネリック医薬品に関するお知らせを送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合
〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号
Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>